

第19回2021北海道シニア40サッカーリーグ(道央ブロック)

第15回2021北海道シニア50サッカーリーグ(道央ブロック)

【 開 催 要 項 】

- | | | |
|----|-----------|--|
| 1 | 目 的 | 健康で、生涯スポーツとして永くサッカーを愛し、また、競技を通じて北海道から全国のシニア年代の仲間との交流や親睦を深め、さらに北海道シニアサッカー連盟の発展と振興に寄与することを目的とする。 |
| 2 | 主 催 | 北海道シニアサッカー連盟 |
| 3 | 主 管 | 道央シニアリーグ運営委員会、空知地区サッカー協会、小樽地区サッカー協会、千歳地区サッカー協会、千歳サッカー協会、夕張サッカー協会、 |
| 4 | 協 力 | NPO法人YAGENフットボールクラブ、夕張市、千歳市、小樽市、厚真町 |
| 5 | 期 日 | 令和3年5月16日～10月3日の日曜の10日間を予定 |
| 6 | 会 場 | 夕張市平和運動公園、浜厚真野原公園、小樽望洋サッカー場、キロロリゾート、千歳市青葉公 |
| 7 | 参 加 資 格 | (1) 本年度、(公財)日本サッカー協会シニア種登録選手によって構成された単独チーム。
(2) 本年度、北海道シニアサッカー連盟に加盟しているチーム。13の(4)参照。
(3) シーズンを通して十分な選手数を有し、リーグで定める審判及び運営等に対して協力体制を確保できるチーム。
(4) 40部門については、令和3年4月1日現在で満39才以上の選手によって構成されたチーム。1982年(昭和57年)4月1日までに生まれた選手。
(5) 50部門については、令和3年4月1日現在で満49才以上の選手によって構成されたチーム。1972年(昭和47年4月1日)までに生まれた選手。
(6) 不測の事態等により、十分な選手数を確保できないチームの救済措置として、他チーム選手のレンタル登録を認めるが、その際には必ず当運営委員会の審査を受けるものとする。なお、同一部門での重複登録や道央地区外登録者の参加は認めない。
(7) 重複登録について、上記参加資格を満足していれば、複数部門間の重複登録は認めるものとするが、同一部門間での重複登録は認めない。
(8) 普及策として女子については、令和3年4月1日現在で満30才以上の(公財)日本サッカー協会登録選手の試合出場を認める。1991年(平成3年4月1日)以前生まれ。その際には当運営委員会の審査を受けること。出場枠及び登録数については、各部門の枠内とする。 |
| 8 | 参加チーム数 | 会場数に限りがあることから、予定数を超えた場合には前年度参加チームを優先とし、新規チームについては当運営委員会の審査により決定とする。 |
| 9 | 競 技 方 法 | (1) 各部門とも基本的にリーグ戦方式の総当り戦とする。
(2) 40部門の試合時間は、60分(休憩5分)とする。2部制とする【予定】。
(3) 50部門の試合時間は、50分(休憩5分)とする。2部制とする。
(4) 参加状況によっては、大会方式や試合時間の変更など当運営委員会で協議し、変更する場合がある。 |
| 10 | 順 位 の 決 定 | (1) リーグ戦では、勝ち3点、引分1点、負け0点により、勝ち点の多い順に順位を決定する。なお、勝ち点が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
I 全試合の得失点差(総得点－総失点)
II 全試合の総得点
III 当該チーム同士の対戦成績(勝敗)
IV フェアプレーポイント(反則ポイント)の少ないチーム
【警告1回:1ポイント、退場(1試合に警告2回及び一発退場):3ポイント、警告1回に続く一発退場:4ポイント、警告・退場がなかった試合1試合につき3ポイント減】
V コイントス
(2) トーナメント戦方式を採用し引分けた場合は、延長戦を行わず5名によるPK戦で決定する。5名で決まらない場合は、残りの選手でサドンデス方式により決定する。 |
| 11 | 競 技 規 則 | (1) (公財)日本サッカー協会制定の当該年度版「サッカー競技規則」による。
(2) 試合毎の登録選手は、競技開始前に登録選手の氏名を主審に提出しておき、その全員が主審の許可を得て交代することができる。また、再交代を認める。
(3) ボール
・ 40部門は、5号球を使用。空気圧はメーカー指定とする。
・ 50部門は、軽量5号球の400gを使用。空気圧はメーカー指定とする。
(4) 競技者の数
・ 11人制(うち1名をゴールキーパー)とし、7人未満となった場合は試合を不成立とする。 |
| 12 | 懲 罰 | (1) リーグ戦期間中、累積警告が2回となった者は、次節の試合に出場できない。
(2) 試合中に2回目の警告処分を受けた選手は退場となり、次節の試合に出場できない。
(3) 試合中に退場処分を受けた選手は、その試合と次節の試合に出場できない。以後の処置については、大会規律委員会で裁定する。
(4) 棄権試合、不正等が発見・確認された場合は0対5とし、その後の処置については、大会規律委員会で決定する。また、本開催要項に記載事項のない懲罰に関する事項も、大会規律委員会で決定する。 |

- 13 参加申込 (1) 参加申込書の登録選手数は30名までとする。登録選手以外の出場は認めない。
 (2) 所定の参加申込書とプライバシーポリシー同意書に記入のうえ、下記①へEメールにて送付すること。
 (3) **参加申込書 提出期限 令和3年4月2日(金)17:00必着**
 ※ 新規参加申込チームについては、令和3年1月末までとし、当リーグ運営委員会の裁定を必要とする。とりあえず、メールにて、参加部門とチーム名と代表者名を連絡のこと。不参加チームについても同様。
 (4) 40・50リーグ大会参加料 **75,000円**・・・下記②の指定口座まで納入。
 (5) 北海道シニアサッカー連盟加盟料 **25,000円**・・・下記③の指定口座まで納入。

※令和2年度加盟チームは新型コロナウイルスに関する還元金5000円を差引いた**20,000円**

- (6) **大会参加料及びシニア連盟加盟料 振込期限 令和2年4月21日(火)**

① 参加申込書等送り先 道央シニアリーグ運営委員会 佐藤 英隆 Eメール : hs1124@docon.jp 携帯 : 090-3462-8183 FAX : 011-801-1531 ●参加申込書・変更追加届 ●プライバシーポリシー同意書
② 大会参加料振込先 北洋銀行 本店営業部 (普通)2370667 道央シニアリーグ運営委員会 事務局 工藤彰一
③ 北海道シニアサッカー連盟加盟料振込先 北洋銀行 本店営業部 (普通)5229134 北海道シニアサッカー連盟 伊東 美智子

- 14 選手登録変更 選手の登録変更は、リーグ戦の5日前(火曜日)の17時までに、所定の変更届けにより、Eメールにて13-(5)①に届けること。
- 15 **ユニフォーム及び選手の用具** (公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規定」を遵守し(「**ユニフォーム規定の運用緩和**」を一部適用)、所属地区協会を通じて、(公財)日本サッカー協会の承認を得たものに限る。チーム名及びエンブレムについては、新規購入時を対象とする。
 「ユニフォーム規定の運用緩和」を一部適用
第1条 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
2 正・副の2色については明確に異なる色とする。
3 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
4 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
5 ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
6 アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
7 アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- 16 帯同審判員 (1) 参加チームは、JFA公認審判員登録を必ず4名以上行い(3級以上最低1名以上含む)、参加申込書に登録すること。
 (2) 選手・役員が審判員を兼務する場合は審判業務を優先すること。
 (3) 帯同審判員のレベル向上を図るため、インストラクターによる実技指導や講習等を行う。
- 17 組合せ (1) 道央シニアリーグ運営委員会において、前年度の成績により組合せする。
 (2) 組合せ結果は、各チームの連絡責任者あてに、Eメールにて連絡する。
- 18 監督会議 (当日、監督が欠席の場合には、必ず代理をたてなければならない)
期 日: 令和3年4月25日(日) 15:00~17:00
会 場: STV北2条ビル地下会議室 (中央区北2条西2丁目)web参加も可
- 19 開会式 上記、監督会議と兼ねる。(懇親会は行いません)
- 20 閉会式 別途通知する。
- 21 負傷及び事故の責任 大会期間中の負傷及び事故の責任は当該チームが負うものとする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行うこと。

- 22 そ の 他
- (1) 選手の資格等に関して、その他不都合な行為があった場合、そのチームの出場を停止する。それ以降の処置については、規律委員会において裁定する。
 - (2) (公財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、試合開始30分前までにメンバー表とともに本部席に提出のこと。選手証がない場合は、(公財)北海道サッカー協会へ仮選手証の発行を依頼すること。
 - (3) 本大会要項に規定されていない事項については、北海道シニアサッカー連盟規律委員会において協議の上決定する。
 - (4) 参加選手は、必ず傷害保険等に加入し、健康状態には特に注意し、事前に医師の診断を受け、試合出場に支障のないことを確認のうえ、出場すること。
 - (5) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は、当運営委員会において協議のうえ、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
 - (6) 本年度の最終戦績により、40部門、50部門共に、1部の下位2チームと2部の上位2チームを次年度自動入れ替えとする。【予定】
 - (7) その他、疑義が生じた場合には、道央シニアリーグ運営委員会で協議の上、決定する。
 - (8) コロナ対策
- 23 令和4年度の第46回全道シニア40大会と第37回全道シニア50大会の出場チームについて
- (1) 出場枠については、道央ブロックに割当の枠数をリーグ戦での成績順により決定する。
 - (2) 40部門は1部リーグの上位4チームが自動的に出場権を獲得。残り枠については、1部5位～7位と2部1位の4チームで全道選考トーナメント戦を行い、成績順により決定する。
【予定】
 - (3) 50部門は1部リーグの上位4チームが自動的に出場権を獲得。残り枠については、1部5位～6位と2部1位～2位の4チームで全道選考トーナメントを行い、成績順により決定する。
【予定】